

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年12月まで

昭和49年1月から同年12月までの国民年金保険料については、所持している国民年金手帳で納付の確認ができる。しかし、記録では、申立期間の国民年金保険料が還付され、未加入期間とされているが、還付を受ける理由も受けた記憶も無いので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付したことが確認できるところ、国民年金被保険者台帳には当該期間の保険料は、厚生年金保険と重複した昭和50年1月から52年2月までの期間の保険料と共に、同年3月31日に還付決定された旨の記録が確認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和50年1月16日であり、本来、国民年金の資格喪失日も同日となるところ、資格喪失日を1年前の49年1月16日として、遡って申立期間の保険料が還付されるべき合理的な理由は見当たらない上、年金事務所は、還付理由も不明としており、行政側の事務処理上の誤りがあった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月及び同年11月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月
② 昭和49年9月から50年3月まで

私は、両親から国民年金は大切だと教えられ、結婚してA町からB市へ転入してからも、加入手続きを行い、国民年金保険料が未納とならないように、ずっと納付していた。ところが、申立期間について未納とされており納得できない。領収書は廃棄してしまったが、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合わせて8か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付しており、複数回に及ぶ国民年金と厚生年金保険の切替手続きを適切に行っているなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

申立期間①について、A町で、当該期間直前の4か月間（昭和48年9月から同年12月まで）の申立人の国民年金保険料を納付したとするその両親も、国民年金制度発足当初から加入し、それぞれ60歳到達時までの全ての国民年金加入期間の保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがわれるところ、申立人は、両親から国民年金は大切だと教えられたと供述していることから、納付意識の高い両親の教えを受けた申立人が、B市で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、結婚でB市に転入後、国民年金への加入手続きを行ったとする申立人の主張のとおり、C県で申立人に払い出された「*」の国民年金手帳記号番号払出簿には、「D社保/B市/49.2.5」の記載があり、A町の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和48年12月11日に住所を移転した事実が記載されていることから、申立人が、B市で国民年金への加入手続きを行ったことがうかがわれ

る。

申立期間②について、オンライン記録では、平成3年に記録が訂正されるまで未加入期間とされていたが、申立人が所持する「*」の年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」及び国民年金の記録欄の「被保険者となった日」のいずれにも、申立人の20歳の誕生日前日の「昭和45年*月*日」を「昭和49年9月1日」に訂正の上、B市のゴム印が押されており、オンライン記録との間に齟齬がある。

また、国民年金手帳記号番号「*」の払出日は、昭和50年12月20日であり、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるところ、B市では、年金手帳の記載から、49年9月1日を申立人の国民年金被保険者資格取得日として把握していたものと考えられる上、同市は、「申立期間②当時、過年度保険料の納付書を窓口で発行していたと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、「E銀行F支店で、納付書で遡って保険料を支払ったことがある。」と供述しているところ、E銀行は、「昭和50年初めから、F支店において国庫金の取扱いを行っていた。」と回答している。

これらのことから、申立人が、申立期間②の保険料について過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和49年9月及び同年10月については、申立人は、厚生年金保険に加入していたことから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

滋賀国民年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年3月まで

昭和47年4月に国民年金手帳が送付されてきて、その後、A市役所へ国民年金保険料の納付に行った。ところが、昭和46年度分の保険料は、納付期限切れで、市役所では納付できないとのことだったため、直接、B社会保険事務所（当時）へ納付に行き、窓口で現金を納めた。その際、「今後の保険料については、納付書を送付する。」と言われ、申立期間の後の保険料は、送付されてきた納付書により郵便局で納付した。しかし、国の記録では、申立期間が未納とされており、納付できないので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、13か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳には、昭和47年5月9日付けの印紙検認印が確認でき、当該検認日を前提とすれば、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である上、申立人が、申立期間後に居住していたC町での国民年金保険料の納付記録では、申立期間は、「D（定額）」、「完納」とされており、このことについて、C町は、「転入者の転入時までの納付記録については、社会保険事務所（当時）に照会し、納付の場合は、過年度納付、現年度納付にかかわらず、全て「D」と入力していた。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したと記憶するB社会保険事務所は、当時、厚生年金保険のみを所管しており、国民年金保険料を収納することはできないが、申立人の申立期間当時の住所地を管轄する国民年金所管のE社

会保険事務所（当時）では、申立期間当時、窓口において、現金による国民年金の過年度保険料の収納を行っていた上、申立人は、同社会保険事務所を取扱庁とする昭和 47 年度の納付書・領収証書を所持していることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を同社会保険事務所で過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1061

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（140万円、70万円及び70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を140万円、70万円及び70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（140万円、70万円及び70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（140万円、70万円及び70万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（100万円、35万円及び40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を100万円、35万円及び40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（100万円、35万円及び40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（100万円、35万円及び40万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（60万円、30万円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を60万円、30万円及び30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（60万円、30万円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（60万円、30万円及び30万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（60万円、30万円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を60万円、30万円及び30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（60万円、30万円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（60万円、30万円及び30万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（76万円、33万円及び33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を76万円、33万円及び33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（76万円、33万円及び33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（76万円、33万円及び33万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（140万円、70万円及び65万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を140万円、70万円及び65万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（140万円、70万円及び65万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（140万円、70万円及び65万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1067

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日及び同年12月28日について、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日及び同年12月28日の標準賞与額（40万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1068

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（15万円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円及び30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（15万円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（15万円及び30万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1069

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（25万円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円及び20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（25万円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（25万円及び20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（35万円及び38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万円及び38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（35万円及び38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（35万円及び38万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（15万円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円及び30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（15万円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（15万円及び30万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（130万円、70万円及び70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を130万円、70万円及び70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（130万円、70万円及び70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（130万円、70万円及び70万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1073

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（20万円及び25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円及び25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（20万円及び25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（20万円及び25万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年7月まで

私は、最初に勤めていた会社の退職時に年金に関していろいろと調べ、年金記録に空白期間が生じないように、A市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。年金手帳にも国民年金の記号番号及び初めて被保険者となった日が記載されている。再就職の際や、平成3年の国民年金への再加入の際も何も言われなかった。残念ながら保険料振込に関する書類は残っていないが、支払った記憶が残っているので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「最初に勤めていた会社を退職後、A市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市の保管する「国民年金記号番号払出簿」によると、同市において平成4年3月21日に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する年金手帳にも、同手帳記号番号が記載され、最初の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和59年7月7日が国民年金の初めて被保険者となった日として記載されていることから、申立人は、同手帳記号番号の払出時において、同日まで遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるが、平成4年3月の払出時においては、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間に該当する。

また、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、申立人に、申立期間の保険料納付の前提となる別の同手帳記号番号が、A市で払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から49年3月まで
高校卒業後、専門学校へ行き、その後、A事業所で働いていた時に、B市から、「昭和44年から49年までの国民年金保険料が納付されていないので納付してほしい。」との電話があったので、母が、C銀行D支店で二十数万円を分割して納付した。ところが、申立期間の保険料が未納とされており、納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する「国民年金記号番号払出簿」では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月16日に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の複数の任意加入被保険者に係る資格取得日が同年12月16日であることから、申立人も当該払出日時点で国民年金加入手続を行ったものと考えられ、当該払出日時点では、申立期間のうち44年10月から48年9月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B市における国民年金手帳記号番号払出日（昭和50年12月16日）からみると、第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで）又は第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで）のいずれも納付可能であるが、B市では、「特例納付の勧奨は、第2回及び第3回のいずれの時期も文書で行っており、電話では行っていなかったと思われる。」と回答していることから、申立内容と齟齬がある上、申立人の特殊台帳には特例納付の記録が無く、また、申立人の特例納付に関する記憶も曖昧であることから、特例納付によって申立期間の国民年金保険料を納付した状況は不明である。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親は高齢のた

め、当時の事情について聴取できず、当時の納付状況の詳細が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 10 日から平成 13 年 7 月 1 日まで
私の A 社での厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額について、日本年金機構から、平成 22 年 7 月に、昭和 50 年 7 月から 57 年 9 月までの期間のオンライン記録が誤っていたので修正するとの通知を受けたこともあり、年金記録に疑問がある。給与支給明細書等を提出するので、適切な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額について、申立てに係る事業所である A 社から受け取った給与額に見合う標準報酬月額と相違する可能性があるとして、当該期間の記録訂正を申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 48 年 10 月までの期間及び 50 年 7 月から 51 年 7 月までの期間については、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額は、当時の最高等級の標準報酬月額であることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された昭和 47 年 8 月及び同年 9 月の「給与支給明細表」に記載されている厚生年金保険料の控除額から算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（前述の当時の最高等級）と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和49年から53年までの期間については、申立人から給与所得の源泉徴収票が提出されており、当該給与所得の源泉徴収票に記載された各年の社会保険料等の金額を検証したところ、当該保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除がなされたものとした場合の保険料額とほぼ合致するものと認められる。

加えて、B健康保険組合が保管する平成4年10月から13年6月までの期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間のうち、昭和47年2月から同年6月までの期間、48年11月、同年12月及び54年1月から平成4年9月までの期間については、申立人に係る給与所得の源泉徴収票等が無いことからこれを検証することはできないものの、申立期間のうち、昭和47年2月から63年1月までの期間については厚生年金保険被保険者名簿において管理されていたところ、オンライン記録と当該被保険者名簿の記載内容との間に相違を認めることはできず、また、オンライン記録において管理されている63年2月から平成13年6月までの期間についても、その記載内容に不自然な点は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 14 日から 59 年 9 月 1 日まで

A社には、知人の紹介で入社した。同社はB社が行うCを請け負っており、社員は10人ほどだった。昭和53年2月から59年8月末日まで在籍していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、商業・法人登記簿謄本により所在が確認できたA社の代表取締役等に照会したものの、回答は得られず、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、A社の代表取締役は、申立期間については国民年金に加入しており、厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できない。

加えて、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について同僚の供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 22 日から 40 年 12 月 21 日まで
自分が脱退手当金を受け取ったことになっていることは、年金額の確認のために社会保険事務所(当時)に行った時に初めて知った。訳が分からずにそのままにしていたが、日本年金機構からのはがきを見ても、脱退手当金を受け取った記憶が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書に、脱退手当金を支給した旨が記載されているほか、当該支給報告書の記載内容はオンライン記録と一致している。

また、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和41年1月28日に脱退手当金の支給が決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで
昭和 39 年 6 月から 43 年 10 月まで A 社に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、同社において被保険者資格を昭和 42 年 7 月 1 日に喪失し、43 年 6 月 1 日に再度取得しており、当該得喪日に係る記録は、申立人の雇用保険の加入記録と符合している。

また、A 社において、申立期間当時に厚生年金保険被保険者であった 20 人の被保険者記録を調査したところ、申立人を除く 4 人の従業員についても申立人と同様に被保険者期間が継続しておらず、うち 3 人の資格喪失日が申立人と同じ昭和 42 年 7 月 1 日であることが確認できる。

このことについて、A 社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、当時の事務担当者も既に死亡していることから、申立人と複数の同僚の記録が抜けていることについて詳細は分からない。」と回答している。また、申立人と同様に被保険者期間に空白期間が見つかった同僚は、「申立人や自分の記録に空白期間があることについて、理由は分からない。」と証言しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 15 日から 43 年 12 月 22 日まで
脱退手当金の受給の有無についての確認依頼のはがきを送付されてきたが、脱退手当金を受給した記憶が無い。昭和 43 年 11 月に結婚をしたが、夫が A 県で勤務していたため、私も同年 12 月 21 日に B 事業所を辞め、その 3 日後に C 県から A 県に転居した。脱退手当金の支給決定日が 44 年 2 月 14 日となっているが、C 県には親族は誰もいないし、同事業所も私の A 県の住所を知らないはずであり、送金等はできず、受け取ることはできないと思う。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金支給額は、法定支給額とほぼ一致しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 2 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名が昭和 44 年 2 月 1 日に旧姓から婚姻後の姓に変更されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 2 月 14 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは、別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 12 日から 42 年 8 月 6 日まで
年金記録では、A社において厚生年金保険に加入していた期間の脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる上、B年金事務所には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び申立人が同請求書をC社会保険事務所(当時)に郵送した際に同封したと思われる手紙が保管されていることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和42年10月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、当該裁定請求書において、同期間は記載されていない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは、別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所(当時)において、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえ。

ない。

加えて、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。